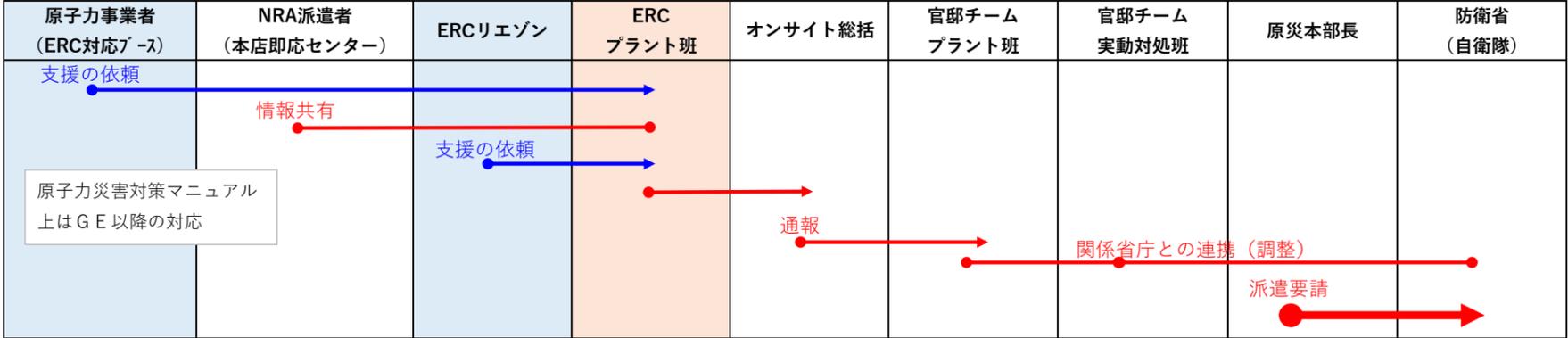
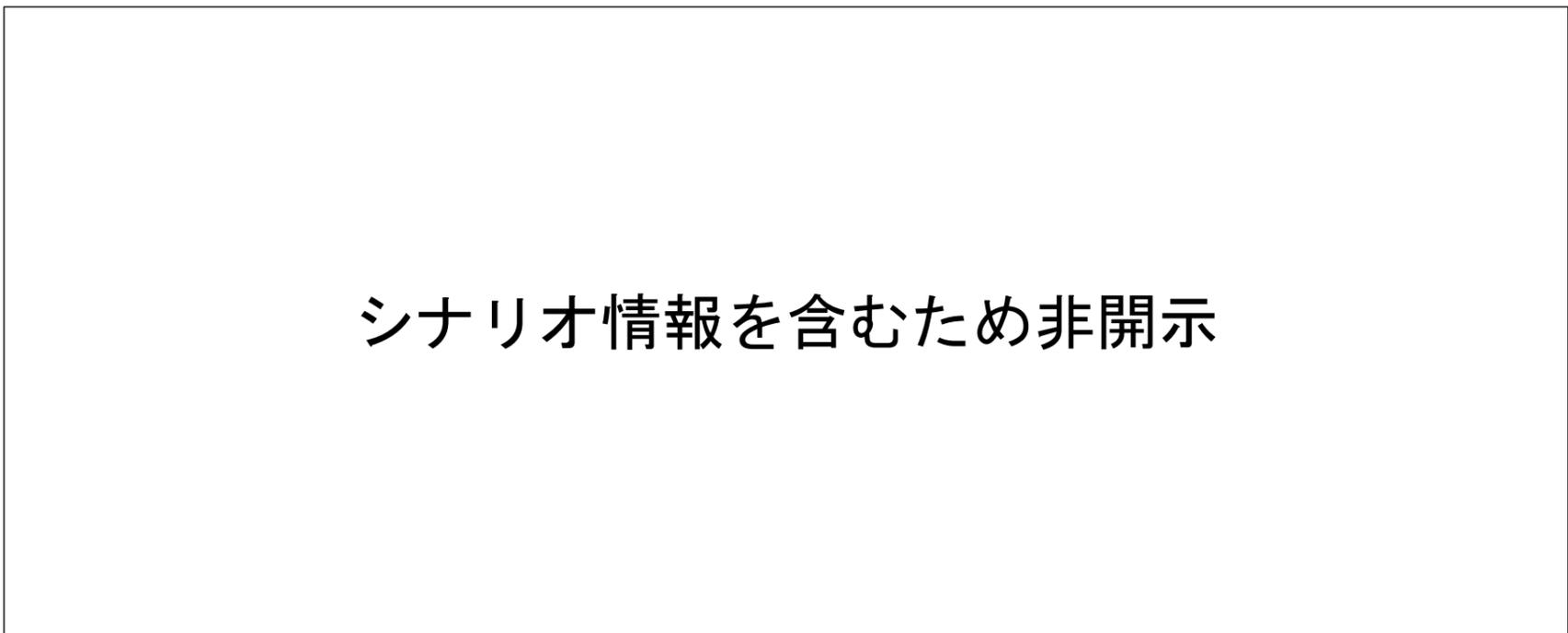


原子力災害対策支援拠点における実動組織の支援について（案）

1. 支援要請（原子力災害対策マニュアル）



2. 支援要請後の現地活動と連携箇所



(原子力災害対策マニュアル記載内容)

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
規制庁職員 (後方支援拠点)	規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、 規制庁長官が指定する規制庁職員を当該原子力事業所に係る原子力事業所災害対策支援拠点に派遣する準備 を行う。〔原子力災害対策マニュアルP26〕	規制庁は、事故収束活動に係る活動のニーズ把握及び原子力緊急事態宣言後の支援に活用するため 原子力事業者が整備した原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣 する。また、拠点施設は平素から原子力事業者が準備する。〔原子力災害対策マニュアルP37〕	
	派遣者：2名 原子力規制部 安全規制管理官、原子力規制部 補佐・係長級		

全面緊急事態	
規制庁職員 (即応センター等)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力事業者や原子力緊急事態支援組織が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、ERCチームプラント班と連携し、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。〔原子力災害対策マニュアルP97〕 ○関係機関間での情報の共有〔原子力災害対策マニュアルP99〕 ○規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、ERCチームプラント班、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。 ○実動組織への支援要請に関する原災本部への通報〔原子力災害対策マニュアルP99〕 <ul style="list-style-type: none"> ・オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。 ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者が事故対策に必要な外部からの支援について、原子力事業者に対する助言及びERCチームプラント班への進言を行う。
実動機関	<ul style="list-style-type: none"> ○オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。 ○通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて 関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。 ○オンサイト対策は事業者の責任において実施すべきものであるが、当該事業者だけでは十分な措置を講ずることができない場合には、それまでに得られた情報や通報内容等を踏まえ、官邸チーム実動対処班は、実動組織を含む関係省庁との調整を行い、十分な安全確保を行った上で、それぞれの実動組織が対応可能であると認めた活動の範囲内において、各関係省庁はそれぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等の対応を行う。 ○これに当たって必要な場合には、原災本部長又は原災法第20条第8項の規定により権限が委任された副本部長から、実動組織の長に対し、実動組織の出動について了解を得るものとする。また、同一事業所において複数の異なる実動組織がオンサイトに係る活動を実施することとされた場合には、官邸チーム実動対処班は、当該活動を全体的にみて迅速かつ効果的に推進するため必要な事項（原子力事業所災害対策支援拠点等において各実動組織の活動の分担や手順等の調整の役割を果たす者等）についても関係省庁と調整する。 ○なお、必要に応じて、原災本部長は、原災法第20条2項の規定により、これらの活動に関する指示（自衛隊の場合は、同条第4項に基づく要請）を関係省庁に対して行う。 ○規制庁長官が指定する規制庁職員、官邸チームプラント班及び実動対処班等は、原子力事業所災害対策支援拠点と連携して、オンサイト対策に係る活動に必要となる支援を行う。〔原子力災害対策マニュアルP102～103〕

(参考：原子力規制委員会防災業務計画)

原子力規制委員会	○原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、 必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------